

《所得の試算表》

夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は、前々年分）の所得が730万円未満であること。（所得の計算は、児童手当法施行令第3条を）

| 金額 | 夫の所得 | 妻の所得 |
|--|---------|---------|
| ①合計所得金額（総所得金額＋退職所得＋山林所得＋土地等に係る事業所得等＋長期譲渡所得＋短期譲渡所得＋商品先物取引に係る雑所得等） | 円 | 円 |
| ②社会保険料等相当額 | 80,000円 | 80,000円 |
| ③控除額計 | 円 | 円 |
| 下記のアからカまでの合計 | | |
| ア雑損控除 | 円 | 円 |
| イ医療費控除 | 円 | 円 |
| ウ小規模企業等共済等掛金控除 | 円 | 円 |
| エ障害者控除（一人あたり27万円） | 円 | 円 |
| オ特別障害者控除（一人あたり40万円） | 円 | 円 |
| カ勤労学生控除（一人あたり27万円） | 円 | 円 |
| 上記①から②及び③の金額を引いた金額 | ④ 円 | ⑤ 円 |

上記の表で算出した④と⑤の合計額が730万円未満であれば、補助対象となります。